

鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)(案)の修正概要について

地域防災計画の位置づけ

災害対策基本法に加え、**原子力災害対策特別措置法**に基づき作成

一貫した原子力災害対策を行うため、原子力規制委員会の定める「**原子力災害対策指針**」を遵守し、国や指定地方公共機関等の防災計画との緊密な連携が必要

地域防災計画(原子力災害対策編)修正の経緯

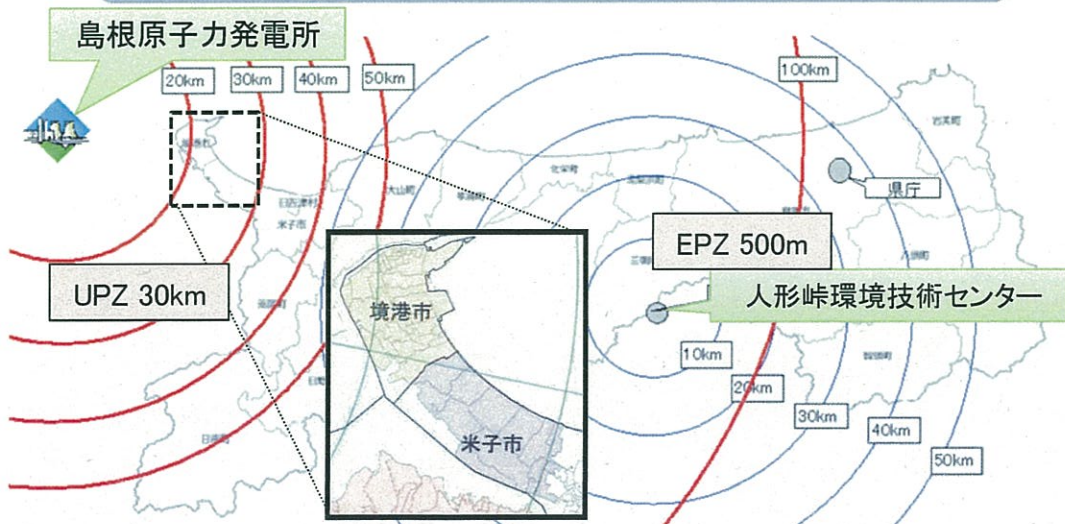
<平成13年>
県地域防災計画(原子力災害対策編)を策定
平成12年の東海村JCO臨海事故を受け、EPZ外であるが、計画を策定

<平成24年>
① 原子力防災に関する抜本的な見直し
平成23年の東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、**原子力災害特別措置法及び同法施行令が改正**
→ 関係周辺都道府県としての要件が示された。
原子力発電所の周囲30kmの区域内にある都道府県で、当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等が作成されていること
→ 立地県並みの権限ができた。(立入検査等)

② 原子力災害対策指針の改定(法定化)
緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)が示された。

地域防災計画の全面修正を実施

島根原子力発電所、人形峠環境技術センター



原災法改正の基本的な考え方

- ① **福島原子力発電所の事故**を踏まえた見直し
 - ・ 過酷事故、地震や津波等との**複合災害への対処**
 - ・ 原子力事故の**初期段階における即応体制の確保**
 - ・ 周辺地域における原子力災害の**影響が広域に及んだ場合の対処**
 - ・ 被災者の生活支援、除染、放射性廃棄物の処理等への対処
 - ・ 災害時要援護者への十分な配慮 等
- ② 国の防災体制や災害対応の流れ等を踏まえた見直し
 - ・ 原子力規制委員会が原子力災害対策本部事務局(事務局長:規制庁長官)を担当
 - ・ 現地組織として、オフサイトセンター(OFC)に国の現地対策本部を設置し、周辺地域の住民防護措置を実施

島根原子力発電所に係る安全協定

島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定の内容を踏まえた見直し
・ 現地確認、各種の連絡等

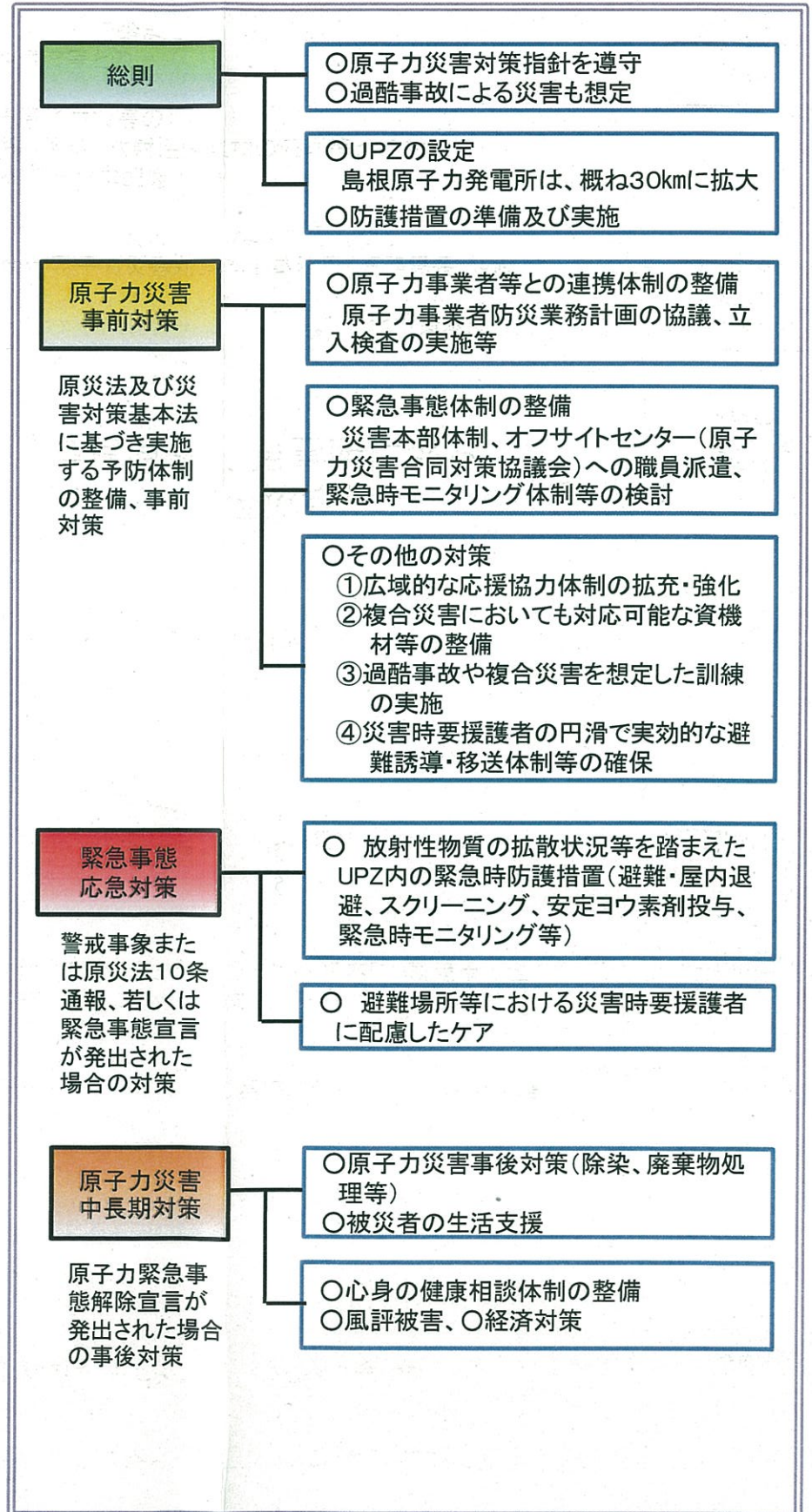
反映

反映

鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編)の修正ポイント

- ① **島根原子力発電所(原子炉施設)のUPZの範囲**
原子力災害対策指針で示された「**概ね30km**」を基本に、境港市の全域、米子市が地域防災計画に定めた区域
- ② **避難等の防護活動の実施**
安定ヨウ素剤の配付、スクリーニングの実施、広域避難、災害時要援護者等への配慮等
- ③ **法令による新たな権限**
立入検査、防災業務計画の協議、専門家の要請等
- ④ **安全協定による新たな権限等**
現地確認、輸送計画等の事前連絡があった場合の対応
- ⑤ **島根県との連携**
情報連絡、UPZの線引き、モニタリング、OFCへの参加等
- ⑥ **人形峠環境技術センター(原子炉以外の原子力施設)**
指針において、**今後、検討**すべき課題とされたことから、EPZの見直し等の国の検討結果を受けて、**別途、修正**

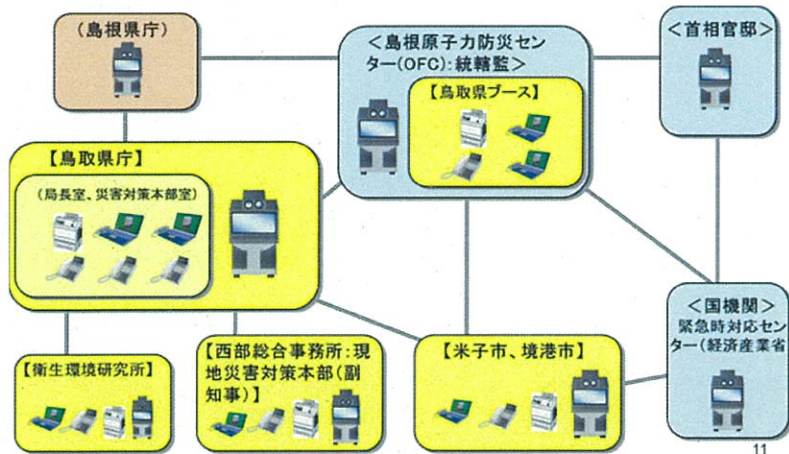
計画の体系



1. 総則

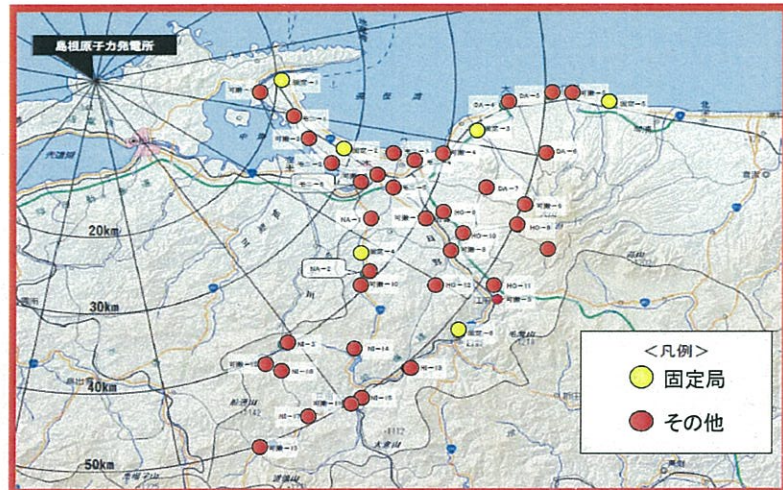
- ① 計画の作成等に当たっての指針
原災法第6条の2第1項の規定に基づく、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」による
- ② 災害の想定
福島原子力発電所における事故の態様等を踏まえ、原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は、過酷事故を想定
- ③ UPZ(緊急時防護措置を準備する区域)の設定
島根原子力発電所は施設から概ね30km
→ 境港市の全域
米子市の一部(米子市地域防災計画に定める区域)
- ④ 防護措置
・UPZにおいては、原子力緊急事態となった際には屋内退避を原則実施。
・放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果をOILと照らし合わせ、必要な防護措置を実施。

鳥取県原子力防災ネットワークイメージ図



緊急時モニタリング計画(案)

県西部で測定予定としている箇所
※国の緊急時モニタリングの検討結果により具体化



2. 原子力災害事前対策

- ① 立入検査、現地確認等の実施
必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査等を実施
→ 島根原子力発電所については、発電所周辺の安全確保のため必要と判断される場合、安全協定に基づく現地確認を実施
- ② 関係機関との連携
関係機関等との間で協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう準備 → 有料道路の通行料金の取り扱いなど
- ③ 通信手段の整備等
オフサイトセンター、国、立地県、周辺市町、原子力事業者等との情報連絡体制等を確保
→ 原子力防災ネットワークシステム、モニタリング情報の共有システムの整備など
- ④ 必要な体制の整備
災害対策本部体制、原子力災害合同対策協議会への職員派遣、緊急時モニタリング体制、広域的な応援協力体制の拡充・強化、複合災害に備えた資機材等の整備など
- ⑤ 避難収容活動体制の整備
・ 関係周辺市町等に対し、避難計画の作成、避難所等の整備について、支援、助言するとともに、災害時要援護者の避難誘導・移送体制を整備
・ 広域住民避難計画の作成
- ⑥ 飲食物の出荷制限・摂取制限
国及び関係機関と協議し、体制をあらかじめ整備
- ⑦ 緊急輸送体制
緊急輸送路の確保のほか、専門家の移送体制等を整備 → 緊急輸送のための交通確保に万全を期す
- ⑧ 緊急被ばく医療活動体制等の整備
救助・救急活動用資機材、医療用活動資機材、消火活動用資機材等の整備など
- ⑨ 情報伝達体制の整備
国や周辺市町と連携し、事象発生後の経過に応じて住民等に提供する情報について、災害対応のフェーズ等に応じ、あらかじめ整理
- ⑩ 防災訓練の実施
国、原子力事業者等の関係機関の支援のもと、市町村、自衛隊等と連携した訓練計画を策定し、訓練を定期的実施
- ⑪ 核燃料物質等運搬中の事故への対応
防災関係機関は、輸送の特殊性等を踏まえた対応に備える
→ 県は、安全協定に基づく輸送計画、輸送に関する安全対策の連絡があった場合は、輸送の経路となる市町村と連絡体制を確認

3. 緊急事態応急対策

- ① 特定事象等発生時の対応
原子力事業者から警戒事象や特定事象発生の通報等を受けた場合は、市町村ほか関係機関に連絡を行うとともに、緊急時モニタリング活動を実施
- ② 現地確認等の実施
特定事象等が発生した場合は、立入検査等を実施
→ 島根原子力発電所については、必要に応じ、米子市、境港市と合同で、安全協定に基づく現地確認等を実施
- ③ 県の危機管理体制
緊急事態の区分に発展した場合は、あらかじめ定めた警戒態勢又は災害対策本部体制に早期に移行
- ④ 原子力災害合同対策協議会
オフサイトセンターに要員を派遣し、関係機関等と必要な調整を実施
- ⑤ 原子力緊急事態宣言が発出された場合の対応
・ 国と連携し、緊急時モニタリングを実施し、指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、UPZ内の屋内退避又は避難勧告、指示の連絡等、必要な緊急事態応急対策を実施
・ 必要に応じて、周辺市町の避難場所及びスクリーニング等の場所の開設を支援
・ 安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を実施
・ 避難誘導、避難場所での生活に関し、災害時要援護者等が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮
- ⑥ 緊急輸送活動
県警察とともに、関係機関との連携により、緊急輸送体制を確立するほか、緊急輸送のための交通を確保
- ⑦ 緊急時医療活動
救助・救急活動が円滑に行われるための資機材を確保するとともに、緊急時医療本部を設置の上、実施
- ⑧ 情報伝達活動
住民等に対し情報提供、広報を迅速かつ的確に行うとともに、住民等からの問い合わせに対応

スクリーニング計画

(場所については調整中)

- 総合避難支援所併設
- ★ 総合避難支援所併設
- ★ 保健所併設



4. 原子力災害中長期対策

- ① 放射性物質による環境汚染への対処等
国、周辺市町、原子力事業者その他の関係機関とともに、環境の除染等の必要な措置を実施するとともに、継続的に環境放射線モニタリングを実施し、速やかに結果を公表
- ② 被災者への支援等
国や市町村と連携し、被災者の生活再建等の支援、健康調査を行うための体制を整備
- ③ 風評被害による影響の軽減
国や市町村と連携し、農林漁業、地場産品等の風評被害が軽減されるよう、広報活動を実施
- ④ 被災中小企業等に対する支援
国や市町村と連携し、きめ細かな支援を実施

課題

—PDCAによる計画の実効性の確保—

次の事項については、指針において検討課題とされていることから、現在、修正案には記載していないが、国の検討結果が示され次第、記載を行う。

- ① 実用炉以外(人形峠環境技術センター)のEPZ等の見直し
- ② PPA(50km圏)の導入
- ③ 緊急時のモニタリング等の在り方
- ④ UPZ以遠における安定ヨウ素剤の投与方法
- ⑤ 住民が必要とする情報について定期的な共有の設定ほか